

第2回 化学物質管理強調月間

2026（令和8）年2月1日～28日

化学物質管理強調月間スローガン

慣れた時こそ再確認

化学物質の扱い方



化学物質のリスクアセスメントを実施し、リスク低減措置を図りましょう！

産業界における自律的な化学物質管理活動を推進するとともに、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識高揚のため、化学物質管理強調月間を昨年度より実施しており、第2回目となります

化学物質管理強調月間に取り組む事項

①化学物質管理者の選任状況、権限の付与、氏名の掲示等労働者への周知状況の確認

ラベル表示、SDS等による通知義務の対象となる物質（**リスクアセスメント対象物質**）を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は**化学物質管理者**を選任しなければなりません！

【選任要件】

リスクアセスメント
対象物の**製造事業場**

専門的講習の修了者

上記以外の事業場

資格要件なし
(専門的講習の受講を推奨)

【職務内容】

ラベル表示、SDS（化学物質の安全データシート）等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止措置の実施管理や、化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

上記の他、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「**保護具着用責任者**」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させなければなりません！



【化学物質管理者要件等】
(HP「ケミサポ」) 参照



【皮膚障害等防止保護具の
選定マニュアル】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001393159.pdf>

②製造又は取り扱っている化学物質の把握及び、SDS等による危険有害性等の確認

取り扱っている化学品がリスクアセスメント対象物質に該当するか確認しましょう
化学品を購入した事業者等から交付のあったSDS等により、危険性・有害性を確認しましょう

【リスクアセスメント対象物質】

SDSリスクアセスメント対象物質に、国によるG H G分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します

改正前
(～令和6年4月1日)

674物質

毎年追加



令和8年4月までに予定
している数

約2300物質



【リスクアセスメント対象
物質の調べ方】
(HP「ケミサポ」) 参照



ひとくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

福島労働局・各労働基準監督署

③ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施及びばく露低減措置の実施等

【ラベル表示、・SDS交付】

事業場で取り扱っている化学物質のラベル表示、SDSの交付状況を確認しましょう
また、事業場内で別容器に移し替えて保管する場合等にもラベル表示等を実施する必要があります

なお、法改正により、通知対象物を譲渡・提供する者について、**SDSの通知義務違反に対する罰則が新たに設けられました**（5年以内に施行予定）

【リスクアセスメントの実施】

「リスクアセスメント」とは、取り扱う化学物質の危険性・有害性を特定し、その特定された危険性・有害性に基づきリスクを見積もることに加え、リスクの見積もり結果に基づいてリスク低減措置（リスクを減らす対策）の内容を検討する一連の流れと定義されています

リスクアセスメント



【化学物質のリスクアセスメントツール（クリエイト・シンプル）】
（HP「職場の安全サイト」）参照

手順 1	化学物質による危険性または有害性の特定
手順 2	特定された危険性または有害性によるリスクの見積もり
手順 3	リスクの見積もりに基づくリスク低減措置の内容の検討
手順 4	リスク低減措置の実施
手順 5	リスクアセスメント結果の労働者への周知、記録

④特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底

⑤意識啓発等

- (ア) 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- (イ) スローガン等の掲示
- (ウ) 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- (エ) 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

【厚生労働省ホームページ】

新たな化学物質規制など職場における化学物質対策についての情報を掲載しています

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei03.html



【中央労働災害防止協会ホームページ】

「第2回化学物質管理強調月間」の特設ページにより情報が掲載されています

<https://www.jisha.or.jp/campaign/kagaku/index.html>



【独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所】

職場の化学物質総合サイト「ケミサポ」として、新たな化学物質規制の情報についてわかりやすく掲載しています

<https://www.cheminfo.johas.go.jp>



【環境省】

「化学物質アドバイザー制度（無料）」の利用に係る情報が掲載されています

<https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/index.html>



このリーフレットに関するお問い合わせ先
福島労働局労働基準部健康安全課 024-536-4603